

---

# ふくおか型長期優良住宅

---

## ローン

制度利用の手引き

令和4年4月



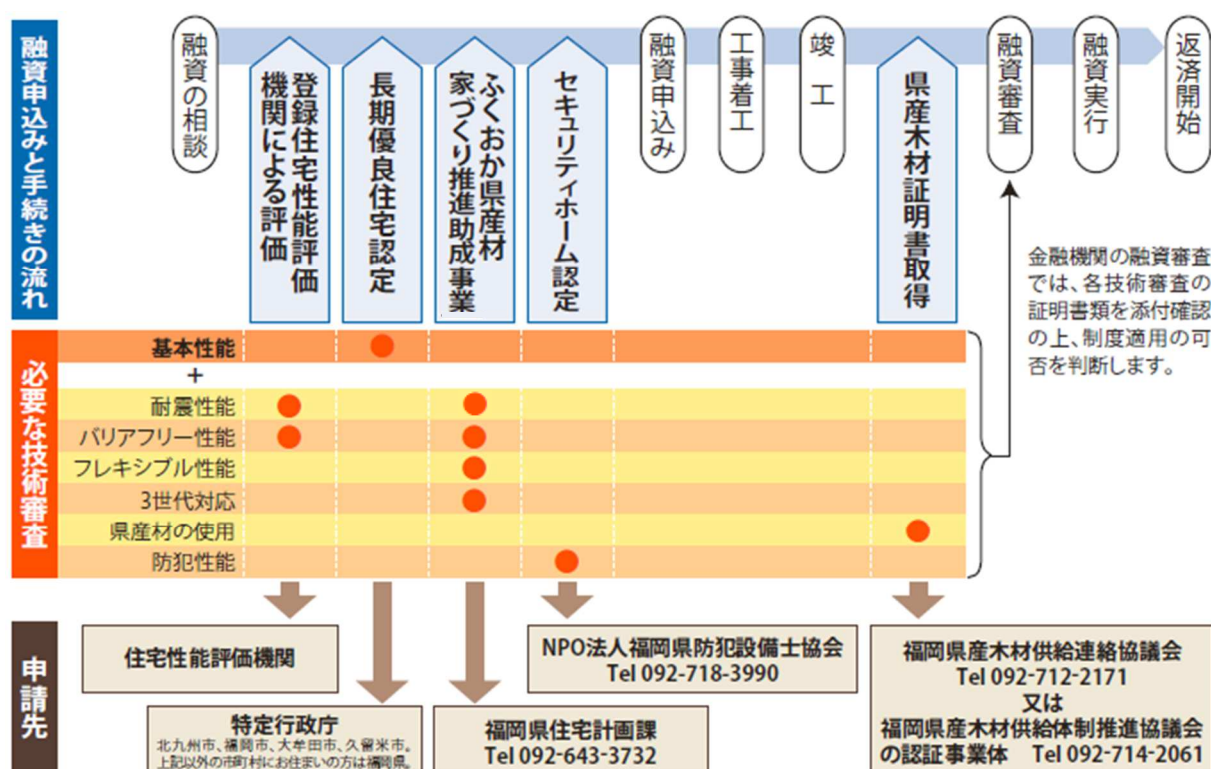
## 1. 必要書類について

必要書類	
長期優良住宅の認定通知書（写し）	… P 2

十 以下のⅠ～Ⅴのいずれかを確認

必要書類	該当項目	
Ⅰ 長期使用構造等である旨の確認書	A 耐震性能	… P 4
Ⅱ 設計住宅性能評価書	A 耐震性能 B バリアフリー性能	… P 6
Ⅲ ふくおか県産材家づくり推進助成金 交付対象者認定通知書	A 耐震性能、B バリアフリー性能、 C フレキシブル性能・三世代対応	… P 9
Ⅳ 福岡県産木材証明書	D 県産材の使用	… P 11
Ⅴ セキュリティ・ホーム認定証	E 防犯性能	… P 14

## 2. ローン制度の手続きの流れ



# 長期優良住宅の認定通知書

## 1. 概要

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、居住環境及び自然災害被害発生の防止等への配慮、一定の住戸面積を有する住宅の建築計画及び一定の維持保全計画を策定して、所管行政庁により認定を受けた場合に発行されるもの。

※ 詳しい認定基準については、国交省HPもしくは各所管行政庁のHPをご覧ください。

参考：国交省HP

ホーム >> 政策・仕事 >> 住宅・建築 >> 住宅 >> 長期優良住宅のページ

URL

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000006.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html)

## 2. 申請先

住宅の建設地により、それぞれ以下の所管行政庁に申請。

建設地	申請窓口	電話番号
北九州市	北九州市役所 建築都市局 指導部 建築指導課	093-582-2531
福岡市	福岡市役所 住宅都市局 建築指導部 建築指導課	092-711-4573
大牟田市	大牟田市役所 都市整備部 建築住宅課	0944-41-2797
久留米市	久留米市役所 都市建設部 建築指導課	0942-30-9089
上記以外の県内市町村	福岡県庁 建築都市部 住宅計画課	092-643-3734

## 3. 手数料

各機関によって異なりますので、それぞれの窓口にご確認ください。

## 4. ふくおか型長期優良住宅ローン制度の適用基準

福岡県内に建設し、長期優良住宅の認定を受けていること。

■長期優良住宅の認定通知書（見本）

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

認 定 通 知 書  
(新 築) / 増 築・改 築

認 定 番 号 第 ○ ○ ○ 号  
認 定 年 月 日 ○○年 ○ 月 ○ 日

(※) ( 確 認 番 号 第 号 )  
( 確 認 年 月 日 年 月 日 )  
( 建 築 主 事 の 氏 名 )

申 請 者 殿

福 岡 県 知 事 又 は ○ ○ 市 長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日 ○○年○○月○○日
2. 申請者の住所 ○○市○○・・・・・・
3. 認定に係る住宅の位置 ○○市○○・・・・・・
4. 認定に係る住宅の構造 ○○造
5. 法第5条第4項又は第5項に基づく申請にあつては、認定対象住戸番号
6. 工事種別 ○○

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

## 長期使用構造等である旨の確認書

### 1. 概要

長期優良住宅の認定審査事務を合理的かつ効率的に行う観点から、福岡県内の各所管行政庁においては、長期優良住宅の認定申請に際して事前に登録住宅性能評価機関による確認を受けることが可能となっております。「長期使用構造等である旨の確認書」は審査の結果、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等であると認められる場合に発行されるものです。

なお、この確認は、P. 6及びP. 10の住宅性能表示制度の性能評価とは別の制度です。

### 2. 申請先

事前の確認を行う登録住宅性能評価機関については、以下のHPよりご確認ください。

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会HP

HOME > 評価機関等の検索 > 登録住宅性能評価機関 > 一覧から検索

**URL** [https://www.hyokakyukai.or.jp/kan/hyouka\\_search.php](https://www.hyokakyukai.or.jp/kan/hyouka_search.php)

### 3. 手数料

各機関によって異なりますので、それぞれの窓口にご確認ください。

### 4. ふくおか型長期優良住宅ローン制度の適用基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第1条各項及び第5条の規定に基づき、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の2耐震性に関し、免震建築物又は【等級3】の基準に適合したものであること。

■長期使用構造等である旨の確認書（見本）

第十一号の四様式（第七条の四関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による

長期使用構造等である旨の確認書

（ 新築 /  増築・改築）

第 〇〇〇〇-〇〇〇〇 号

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関 印

下記による確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

記

1. 確認を行った住宅の所在地及び名称  
住宅の所在地：福岡県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇  
住宅の名称：〇〇様邸宅
2. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造  
階数 地上 〇階 地下 〇階  
延べ面積 〇〇〇〇㎡  
構造 〇〇造
3. 工事種別  
〇〇
4. 確認を行った評価員の氏名  
〇〇 〇〇
5. 確認対象住戸及び当該住戸の床面積  
(当該住戸) 1階  
「免震建築物」または「耐震等級3」  
であることが分かる記載があるか
6. 申請対象住戸のうち、上記確認対象住戸に該当しない住戸

特記事項

免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合する場合

免震建築物  耐震等級2  耐震等級3

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

**A** 耐震性能、 **B** バリアフリー性能

## 設計住宅性能評価書

### 1. 概要

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき実施される「住宅性能表示制度」のうち、住宅の設計段階における評価結果をまとめたものです。国に登録された「登録住宅性能評価機関」が、評価方法基準に従って住宅の性能評価を行い、その結果について「設計住宅性能評価書」として発行します。

### 2. 申請先

登録住宅性能評価機関については、以下のHPよりご確認ください。

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会HP

HOME > 評価機関等の検索 > 登録住宅性能評価機関 > 一覧から検索

**URL** [https://www.hyokakyokai.or.jp/kikan/hyouka\\_search.php](https://www.hyokakyokai.or.jp/kikan/hyouka_search.php)

### 3. 手数料

各機関によって異なりますので、それぞれの窓口にご確認ください。

### 4. ふくおか型長期優良住宅ローン制度の適用基準

#### **A** 耐震性能 の場合

住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項に規定する評価方法基準として、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）第4の別表1の(い)欄1-1について、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5に規定される【等級3】の基準に適合、又は(い)欄1-3について免震建築物の基準に適合したものであること。

#### **B** バリアフリー性能 の場合

住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項に規定する評価方法基準として、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）第4の別表1の(い)欄9-1について、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5に規定される【等級3】以上の基準に適合したものであること。

# A 耐震性能 の場合

## ■設計住宅性能評価書（見本）



住宅の品質確保の促進等に関する法律  
第5条第1項に基づく

### 設計住宅性能評価書

（一戸建ての住宅）

（申請者の住所）  
（申請者の氏名又は名称） 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和3年12月1日国土交通省告示第1485号））に基づき評価を行った結果について、次の通り和訳しないことを保証します。  
【なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時期経過による変化がないことを保証するものではありません。】

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 住宅の名称
4. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	印		
機関登録番号			
評価員氏名			

●特記事項

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定に基づく、住宅の構造及び設備が長期耐用構造であるかどうかの判断の結果

判断の結果  : 適合  : 不適合

申請書等記載の住宅の床面積 ㎡

必須項目		項目	結果
1. 構造の安定に関すること	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	<input checked="" type="checkbox"/> 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、損傷等しない程度	地震に対する構造躯体の倒壊、損傷等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事をする程度の重い損傷)のしにくさ
		<input type="checkbox"/> 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、損傷等しない程度	
		<input type="checkbox"/> 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.0倍の力に対して倒壊、損傷等しない程度	
		<input type="checkbox"/> 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.0倍の力に対して倒壊、損傷等しない程度	
		<input type="checkbox"/> 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.0倍の力に対して倒壊、損傷等しない程度	
	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	<input type="checkbox"/> 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊を生じない程度	地震に対する構造躯体の倒壊、損傷等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事をする程度の重い損傷)のしにくさ
		<input type="checkbox"/> 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊を生じない程度	
	1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊防止及び損傷防止)	<input type="checkbox"/> 免震建築物	評価対象建築物が免震建築物であるか否か
		<input type="checkbox"/> その他	
		<input type="checkbox"/> その他	
2. 火災時の安全に関すること	1-4 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	<input type="checkbox"/> 極めて稀に(600年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第87条に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、損傷等せず。稀に(60年に一度程度)発生する地震による力(同条に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊を生じない程度	地震に対する構造躯体の倒壊、損傷等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事をする程度の重い損傷)のしにくさ
		<input type="checkbox"/> 極めて稀に(600年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第87条に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、損傷等せず。稀に(60年に一度程度)発生する地震による力(同条に定めるもの)の1.0倍の力に対して倒壊を生じない程度	
		<input type="checkbox"/> 極めて稀に(600年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第87条に定めるもの)の1.0倍の力に対して倒壊、損傷等せず。稀に(60年に一度程度)発生する地震による力(同条に定めるもの)の1.0倍の力に対して倒壊を生じない程度	
		<input type="checkbox"/> 極めて稀に(600年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第87条に定めるもの)の1.0倍の力に対して倒壊、損傷等せず。稀に(60年に一度程度)発生する地震による力(同条に定めるもの)の1.0倍の力に対して倒壊を生じない程度	
		<input type="checkbox"/> 極めて稀に(600年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第87条に定めるもの)の1.0倍の力に対して倒壊、損傷等せず。稀に(60年に一度程度)発生する地震による力(同条に定めるもの)の1.0倍の力に対して倒壊を生じない程度	
	1-5 耐震等級等 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	<input type="checkbox"/> 建築物の構造に対する構造躯体の倒壊、損傷等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事をする程度の重い損傷)のしにくさ	建築物の構造に対する構造躯体の倒壊、損傷等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事をする程度の重い損傷)のしにくさ
		<input type="checkbox"/> 極めて稀に(600年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第86条に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、損傷等せず。稀に(60年に一度程度)発生する地震による力(同条に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊を生じない程度	
	1-6 地震又は他の許容耐力及びその設定方法	<input type="checkbox"/> 地震又は他に規定している基準を適用する商業に別記別記し得る方の大きさ及び地震に規定している許容耐力及びその設定方法	地震又は他に規定している基準を適用する商業に別記別記し得る方の大きさ及び地震に規定している許容耐力及びその設定方法
		<input type="checkbox"/> 地震の許容耐力[ ] <input type="checkbox"/> 柱の許容耐力[ ] <input type="checkbox"/> 床の許容耐力[ ] <input type="checkbox"/> 壁の許容耐力[ ] <input type="checkbox"/> 柱の許容耐力[ ] <input type="checkbox"/> 床の許容耐力[ ] <input type="checkbox"/> 壁の許容耐力[ ]	
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	<input type="checkbox"/> 直接基礎 構造方法[ ] 柱径[ ] 形式[ ] <input type="checkbox"/> 杭 柱径[ ] 形式[ ] <input type="checkbox"/> 基礎 柱径[ ] 形式[ ] <input type="checkbox"/> 杭 柱径[ ] 形式[ ]	基礎の構造方法及び形式又は柱基礎の柱径、柱径及び柱径
<input type="checkbox"/> 柱基礎 柱径[ ] 形式[ ] <input type="checkbox"/> 杭 柱径[ ] 形式[ ] <input type="checkbox"/> 基礎 柱径[ ] 形式[ ]			
<input type="checkbox"/> 柱基礎 柱径[ ] 形式[ ] <input type="checkbox"/> 杭 柱径[ ] 形式[ ] <input type="checkbox"/> 基礎 柱径[ ] 形式[ ]			
<input type="checkbox"/> 柱基礎 柱径[ ] 形式[ ] <input type="checkbox"/> 杭 柱径[ ] 形式[ ] <input type="checkbox"/> 基礎 柱径[ ] 形式[ ]			
<input type="checkbox"/> 柱基礎 柱径[ ] 形式[ ] <input type="checkbox"/> 杭 柱径[ ] 形式[ ] <input type="checkbox"/> 基礎 柱径[ ] 形式[ ]			
2-1 通知警報装置設置等級 (居住用火災時)	<input type="checkbox"/> 評価対象住戸において発生した火災の早期の発知しやすさ	評価対象住戸において発生した火災の早期の発知しやすさ	
	<input type="checkbox"/> 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての住戸及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸内において警報を発生するための装置が設置されている		
	<input type="checkbox"/> 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての住戸及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該住戸内に警報を発生するための装置が設置されている		
	<input type="checkbox"/> 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての住戸及び居室で発生した火災を感知し、当該住戸内に警報を発生するための装置が設置されている		
	<input type="checkbox"/> 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての住戸及び居室で発生した火災を感知し、当該住戸内に警報を発生するための装置が設置されている		
2-4 脱出対策 (火災時)	<input type="checkbox"/> 通常の歩行速度が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策	通常の歩行速度が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策	
	<input type="checkbox"/> 避難器具[ ] <input type="checkbox"/> その他		
2-5 耐火等級/延焼のしにくさ	<input type="checkbox"/> 延焼のしにくさ	延焼のしにくさ	
	<input type="checkbox"/> 延焼のしにくさ		

「1-1 耐震等級」で  
3 にチェックが入っているか  
または  
「1-3 その他」で  
「免震建築物」にチェックが入っているか

(拡大)

一必須項目

項目	結果
1. 構造の安定に関すること	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)
	<input checked="" type="checkbox"/> 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、損傷等しない程度
	<input type="checkbox"/> 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、損傷等しない程度
1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	<input type="checkbox"/> 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊を生じない程度
	<input type="checkbox"/> 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊を生じない程度
	<input type="checkbox"/> 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.0倍の力に対して倒壊を生じない程度
1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊防止及び損傷防止)	<input type="checkbox"/> 免震建築物
	<input type="checkbox"/> その他

いずれか


チェック

チェック



## B バリアフリー性能 の場合

### ■設計住宅性能評価書（見本）



住宅の品質確保の促進等に関する法律  
第5条第1項に基づく  
**設計住宅性能評価書**  
(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)  
\_\_\_\_\_  
(申請者の氏名又は名称) \_\_\_\_\_ 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和3年12月1日国土交通省告示第1485号））に基づき評価を行った結果について、次の通り和漢ないこととを証明します。  
なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、随時経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 住宅の名称
4. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名		機関登録番号	
評価員氏名			

●特記事項  
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定に基づく、住宅の構造及び設備が機械的設備等であるかどうかの確認の結果  
確認の結果 ：適合 ：不適合  
申請書等記載の住宅の床面積 ㎡

4.維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等(専用配管)	専用の給排水管及びガス管の維持管理・清掃、点検及び補修が容易とするための必要な対策の程度 3 換気口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに配慮した措置が講じられている。 2 配管をコンクリートに埋込みない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている。 1 その他
	<input type="checkbox"/> 該当なし	1 その他

5.省エネルギーに関すること	5-1 省エネルギー対策等級	暖冷房に使用するエネルギー削減のための新機軸等による対策の程度 地域区分〔B〕 4 エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギー使用の合理化に関する法律の規定による建築主の判断の基準に相当する程度)が講じられている。 3 エネルギーの一定程度の削減のための対策が講じられている。 2 エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている。 1 その他	
	6.空気環境に関すること	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井等)	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発数量が少くなる対策 <input type="checkbox"/> 断熱材(丸太及び断熱フロッギングを含む)を使用する <input type="checkbox"/> 特定建材を使用する <input type="checkbox"/> その他の建材を使用する (結果が特定建材を使用する場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド対策等級」の結果を表示する。)
	ホルムアルデヒド対策等級	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発数量の少なさ	
	内装	天井裏等	
	(内部) <input type="checkbox"/> 該当なし	3 3	ホルムアルデヒドの発数量が極めて少ない(日本工業規格又は日本建築規格のF☆☆☆☆等級相当以上)
(天井裏等) <input type="checkbox"/> 該当なし	2 2	ホルムアルデヒドの発数量が少ない(日本工業規格又は日本建築規格のF☆☆☆等級相当以上)	
1 1	—	その他	

6-2 換気対策	居室の換気対策	居室の換気対策 <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> その他
	局所換気対策	換気上重要な居室、浴室及び台所の換気のための設備 換気： <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし 浴室： <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし 台所： <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし

7.光・視覚に関すること	7-1 単純開口率	居室の外壁又は壁面に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合の大きさ 基準値(%) <input type="checkbox"/> 以上
	7-2 方位別開口比	居室の外壁又は壁面に設けられた開口部の面積の方位別の比率の大きさ 北： <input type="checkbox"/> 以上 東： <input type="checkbox"/> 以上 南： <input type="checkbox"/> 以上 西： <input type="checkbox"/> 以上

9.高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のための必要な対策の程度 5 高齢者等が安全に移動する等、特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことが容易にできる等、特に配慮した措置が講じられている。 4 高齢者等が安全に移動する等、特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを補助することに配慮した措置が講じられている。 3 高齢者等が安全に移動する等の基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている。 2 高齢者等が安全に移動する等の基本的な措置が講じられている。 1 住戸内において、建築基準に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている。	
	結果		
	8.省エネルギーに関すること	8-4 省エネルギー対策等級(外装開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝熱係数の更新の程度 北窓 東窓 南窓 西窓 3 3 3 3 特に優れた空気伝熱係数の更新性能(日本工業規格のRm1/3)-25相当以上)が確保されている程度 2 2 2 2 優れた空気伝熱係数の更新性能(日本工業規格のRm1/3)-20相当以上)が確保されている程度 1 1 1 1 その他

「9-1 高齢者等配慮対策等級」で 3以上 にチェックが入っているか

(拡大)

9.高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮			
		5	高齢者等が安全に移動する基本的な生活行為を行うこと。	} チェック	
		4	高齢者等が安全に移動する基本的な生活行為を行うことを容易にする。		
		3	高齢者等が安全に移動する基本的な生活行為を行うための。		
		2	高齢者等が安全に移動する。		
1	住戸内において、建築基準				

- 8 -

A 耐震性能

B バリアフリー性能

C フレキシブル性能、三世代対応

## ふくおか県産材家づくり推進助成金交付対象者認定通知書

### 1. 概要

---

福岡県が実施する「ふくおか県産材家づくり推進助成制度」により、助成金の交付対象者として認定されたものについて発行されます。長期優良住宅の認定を受けていることの他、一定量の県内加工材の使用、バリアフリー性能に関する基礎要件の他、住宅内部の可変性を確保するため、間仕切り等の基準または3世代が住める広さ等の基準を満たした木造軸組構造一戸建て住宅を新築又は購入する方に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものです。

※ 詳しい基準等については、福岡県HPをご覧ください。

福岡県庁HP > トップページ > 防災・くらし > 住まい（土地・建物）> 建物情報  
> ふくおか県産材家づくり推進助成制度

URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensanzaiiedukur.html>

### 2. 申請先

---

福岡県庁 建築都市部 住宅計画課

電話 092-643-3731

### 3. 手数料

---

無料

### 4. ふくおか型長期優良住宅ローン制度の適用基準

---

ふくおか県産材家づくり推進助成金交付要綱第3条第1項に規定する基準に適合し、同要綱第6条第3項に規定する認定通知書の交付を受けたものであること。

■ふくおか県産材家づくり推進助成金交付対象者認定通知書（見本）

様式第2号（第6条関係）

第 ○ ○ ○ 号  
令和 ○年 ○月 ○日

○ ○ ○ ○ 様

福岡県知事

ふくおか県産材家づくり推進助成金交付対象者認定通知書

○○年○月○日付けで申請のあったふくおか県産材家づくり推進助成金交付対象者の認定について、下記のとおり認定したので、ふくおか県産材家づくり推進助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第3項の規定により、通知します。

当該助成金の交付を受けようとする場合は、工事竣工後速やかに、助成金交付申請を行ってください（工事竣工後、1箇月以内又は○○年3月21日のいずれか早い日が交付申請の期限となります）。

なお、助成金交付申請時に、要綱第3条に規定する助成対象住宅の要件を満たしていない場合は、助成の対象となりません。

記

認定番号	○○ - ○○ - ○○
助成対象者氏名	○○ ○○
建設地	○○市○○・・・・・・

## 福岡県産木材証明書

### 1. 概要

---

納品された木材が県産木材であることを証明するもの。

### 2. 申請先

---

大工・工務店等から木材の発注を行い、納品の際に証明書が発行もしくは添付されます。  
証明書を発行する機関は以下のいずれかとなります。

福岡県産木材供給体制推進協議会の認証事業者（県内の素材・製材業者）  
協議会事務局：（一社）福岡県木材組合連合会                      電話 092-714-2061

福岡県産木材供給連絡協議会  
協議会事務局：福岡県森林組合連合会                      電話 092-712-2171

### 3. 手数料

---

無料

※ ただし、福岡県産木材供給体制推進協議会については、素材・製材業者等が事業者の認証を受ける際に手数料が必要となります。

### 4. ふくおか型長期優良住宅ローン制度の適用基準

---

県産木材を10m<sup>3</sup>以上使用したものであること。



## 福岡県産木材証明書 認証事業体一覧 (R3. 4. 1 時点)

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 筑豊第1号	(有)迫製材所
<input type="checkbox"/> 筑豊第2号	(有)まつよし
<input type="checkbox"/> 筑豊第3号	株佐久間産業
<input type="checkbox"/> 筑豊第4号	添田木材
<input type="checkbox"/> 筑豊第6号	株チクモク

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 福岡第1号	福岡県広域森林組合 福岡西支店
<input type="checkbox"/> 福岡第2号	銘建産業株
<input type="checkbox"/> 福岡第3号	(有)伊藤材木店
<input type="checkbox"/> 福岡第4号	(有)三苦製材所
<input type="checkbox"/> 福岡第5号	小川製材所
<input type="checkbox"/> 福岡第6号	(有)富岡木材店
<input type="checkbox"/> 福岡第7号	株溝口製材所
<input type="checkbox"/> 福岡第8号	(有)しんとう
<input type="checkbox"/> 福岡第9号	株関製材所
<input type="checkbox"/> 福岡第10号	新誠木材
<input type="checkbox"/> 福岡第11号	株九銘協

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 朝倉第3号	河上工務店
<input type="checkbox"/> 朝倉第5号	株大楠産業
<input type="checkbox"/> 朝倉第7号	(有)内田製材所
<input type="checkbox"/> 朝倉第8号	朝倉森林組合
<input type="checkbox"/> 朝倉第9号	株佐藤木材
<input type="checkbox"/> 朝倉第10号	岩田製材所
<input type="checkbox"/> 朝倉第13号	株アサモク
<input type="checkbox"/> 朝倉第15号	上野木材

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 朝東第1号	(有)杉岡製材所
<input type="checkbox"/> 朝東第2号	(有)樋口堅製材所
<input type="checkbox"/> 朝東第3号	(有)長澤製材所

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 浮羽第2号	株堤木材
<input type="checkbox"/> 浮羽第4号	(有)マルクニ
<input type="checkbox"/> 浮羽第5号	佐々木製材所
<input type="checkbox"/> 浮羽第7号	吉弘製材所
<input type="checkbox"/> 浮羽第8号	中西製材工場
<input type="checkbox"/> 浮羽第15号	株マルジョウ
<input type="checkbox"/> 浮羽第16号	権藤製材所
<input type="checkbox"/> 浮羽第20号	(有)東部産業
<input type="checkbox"/> 浮羽第21号	株江藤木材
<input type="checkbox"/> 浮羽第23号	江嶋製材所
<input type="checkbox"/> 浮羽第24号	(有)竹下製材所
<input type="checkbox"/> 浮羽第25号	(有)栗田製材所
<input type="checkbox"/> 浮羽第26号	株旭木材産業
<input type="checkbox"/> 浮羽第27号	株平川木材工業
<input type="checkbox"/> 浮羽第28号	マルカ木材株

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 久留米1号	合名会社早田材木店

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 八女第1号	末金林業
<input type="checkbox"/> 八女第2号	株エム・コーポレーション
<input type="checkbox"/> 八女第3号	(有)諸富林産興業
<input type="checkbox"/> 八女第4号	株角
<input type="checkbox"/> 八女第5号	谷川産業株
<input type="checkbox"/> 八女第10号	九州木材工業株
<input type="checkbox"/> 八女第11号	株馬場材木店
<input type="checkbox"/> 八女第12号	月足製材工業
<input type="checkbox"/> 八女第13号	(有)松崎製材所
<input type="checkbox"/> 八女第14号	大久保製材所
<input type="checkbox"/> 八女第16号	渡辺製材所
<input type="checkbox"/> 八女第17号	丸山製材所
<input type="checkbox"/> 八女第18号	八女林産協同組合
<input type="checkbox"/> 八女第20号	山口製材所
<input type="checkbox"/> 八女第21号	株ツカサホーム
<input type="checkbox"/> 八女第22号	大坪建築株
<input type="checkbox"/> 八女第23号	株富匠
<input type="checkbox"/> 八女第24号	株八女流
<input type="checkbox"/> 八女第25号	株九州緑資源開発

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 大川第1号	株中村製材所
<input type="checkbox"/> 大川第2号	(有)おばた
<input type="checkbox"/> 大川第3号	(有)乗富材木店
<input type="checkbox"/> 大川第4号	株ウエキ産業

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 豊前第1号	小林木材(有)

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 宗像第1号	高原木材株福岡支店
<input type="checkbox"/> 宗像第2号	小野製材所

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 柳川第2号	(有)田中材木店
<input type="checkbox"/> 柳川第3号	松本木材株
<input type="checkbox"/> 柳川第4号	株川島コーポレーション

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 糟屋第2号	株八坂木材福岡営業所

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 那珂川第1号	福岡県広域森林組合 福岡南支店

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 筑紫第3号	株鈴木木材

認証番号	名称
<input type="checkbox"/> 星野第1号	山昭製材所
<input type="checkbox"/> 星野第2号	株足達木材

## セキュリティ・ホーム認定証

### 1. 概要

---

NPO法人福岡県防犯設備士協会が一戸建て住宅を対象として実施する「セキュリティ・ホーム認定制度」により、申請された住宅が、防犯性能に関する審査基準について一定の基準を満たす場合に発行されます。

### 2. 申請先

---

NPO法人福岡県防犯設備士協会

電話 092-718-3990

### 3. 手数料

---

新築住宅 12,000円

改築住宅 17,000円

### 4. ふくおか型長期優良住宅ローン制度の適用基準

---

NPO法人福岡県防犯設備士協会によるセキュリティ・ホーム認定制度取扱規定第5条による基準に適合し、第9条第1項の規定により認定証の交付を受けたものであること。

■セキュリティ・ホーム認定証（見本）

様式第6号

認定番号 第 〇〇〇号

セ キ ュ リ テ イ ・ ホ ー ム  
認 定 証

所有者 〇〇 〇〇 様

物件名 〇〇〇〇〇

所在地 〇〇市〇〇・・・・



セキュリティ・ホーム認定制度

(認定団体) NPO法人 福岡県防犯設備士協会

セキュリティ・ホーム認定制度につき、認定登録申請のあ  
った上記物件の申請内容について、審査の結果、認定基準に  
適合しているものと認めます

令和〇〇年〇〇月〇〇日

NPO法人福岡県防犯設備士協会

理事長 〇〇 〇〇